

文京区景観計画の見直しについて

1 背景・目的

平成 25 年に「文京区景観計画」(以下、「景観計画」という。)を策定し、良好な景観形成に向けた取り組みを行っている。しかし、策定から 12 年経過したこと、「文京区都市マスタープラン」の見直しが昨年度に行われたこと、社会情勢の変化が生じていること等から、本区における景観を取り巻く環境に変化が生じている。

一方、平成 21 年に策定した「文京区屋外広告物景観ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)についても、策定から 16 年が経過し、デジタルサイネージ等新たな技術を使用した広告物が設置されている。

このような現状を踏まえ、景観計画及びガイドラインの見直しを行う。

2 主な検討内容

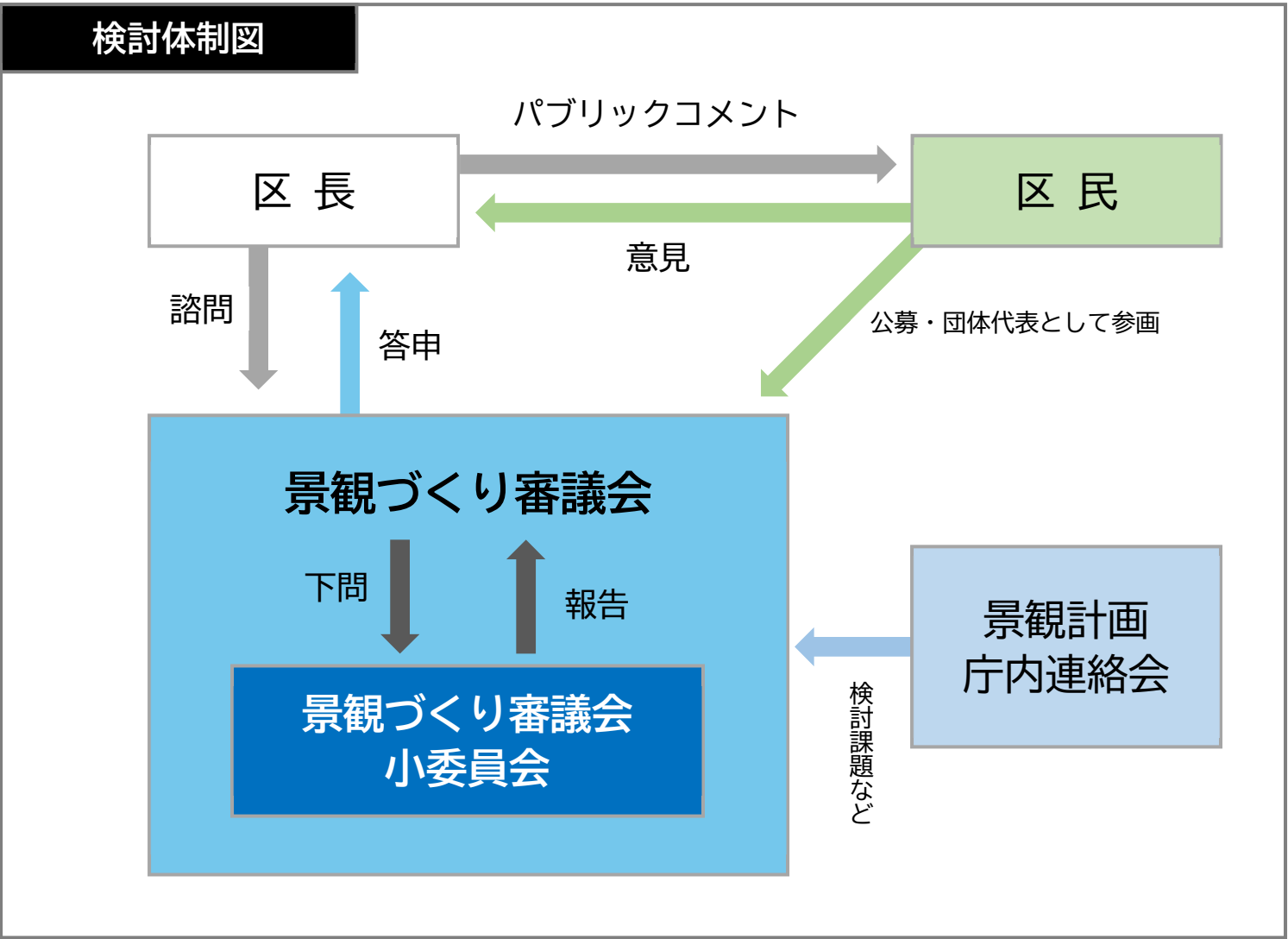
- ・景観計画の拠点基準の見直し
- ・ガイドラインの見直し(デジタルサイネージ等の基準設定)

3 検討体制(案)

- ・文京区景観づくり審議会
学識経験者 5 名、区議会議員 6 名、区民(公募)5 名、区民(団体)3 名
- ・文京区景観づくり審議会小委員会
学識経験者 3 名、景観アドバイザー4 名、専門委員 3 名
- ・文京区景観計画庁内連絡会
庁内関係部署の区職員 14 名

4 検討スケジュール(予定)

	令和 7 年度			令和 8 年度			
	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
審議会	①本日	②	③		④		⑤
小委員会	①	② ③	④	⑤		⑥	
庁内連絡会	①	②	③		④		⑤
景観計画	基礎調査		骨子案の作成	素案の作成		案の作成	★
		アンケート			パブコメ 説明会		見直し結果の 公表
屋外広告物 景観ガイド ライン	基礎調査			素案の作成		案の作成	★
		アンケート			パブコメ 説明会		見直し結果の 公表



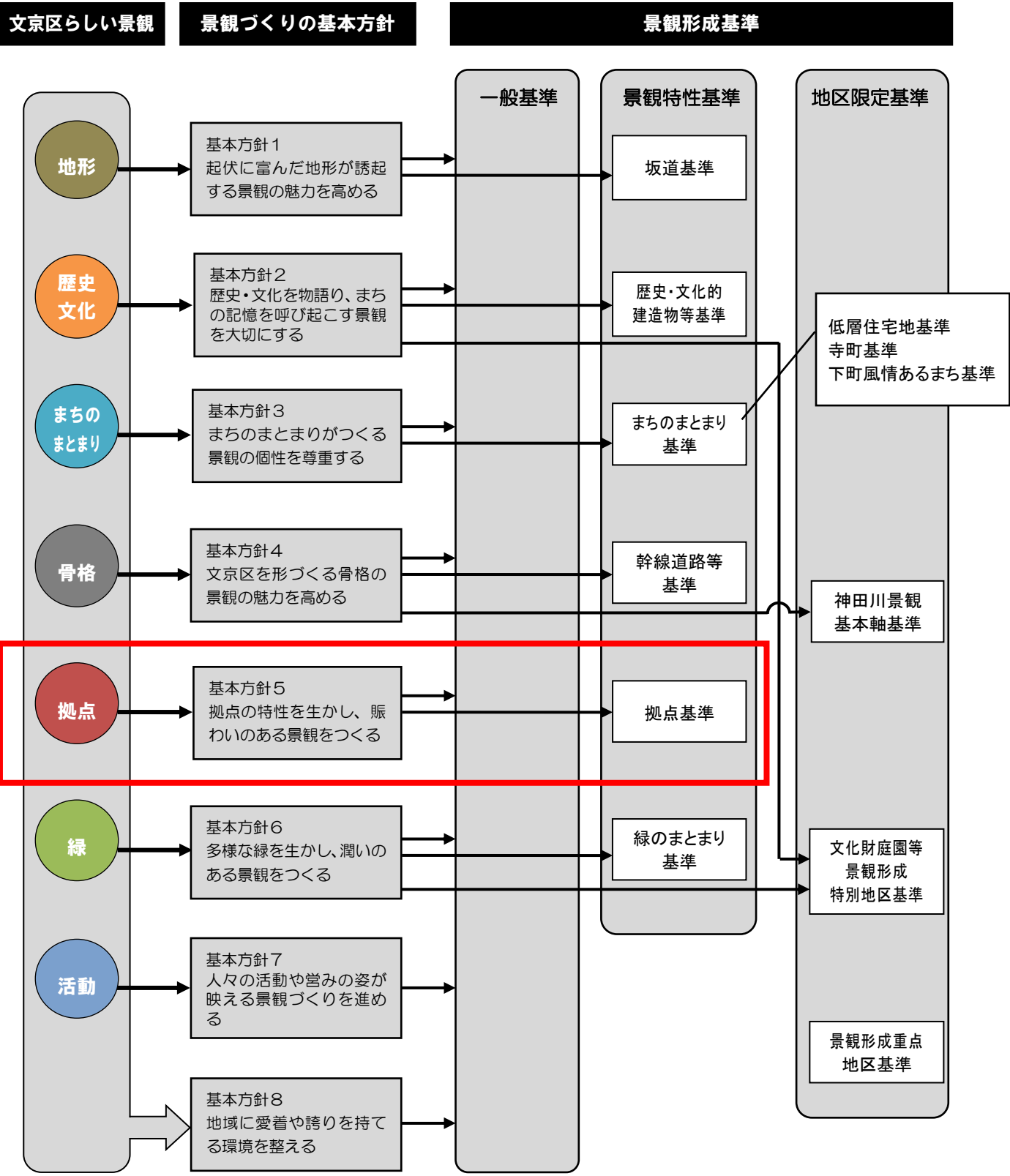
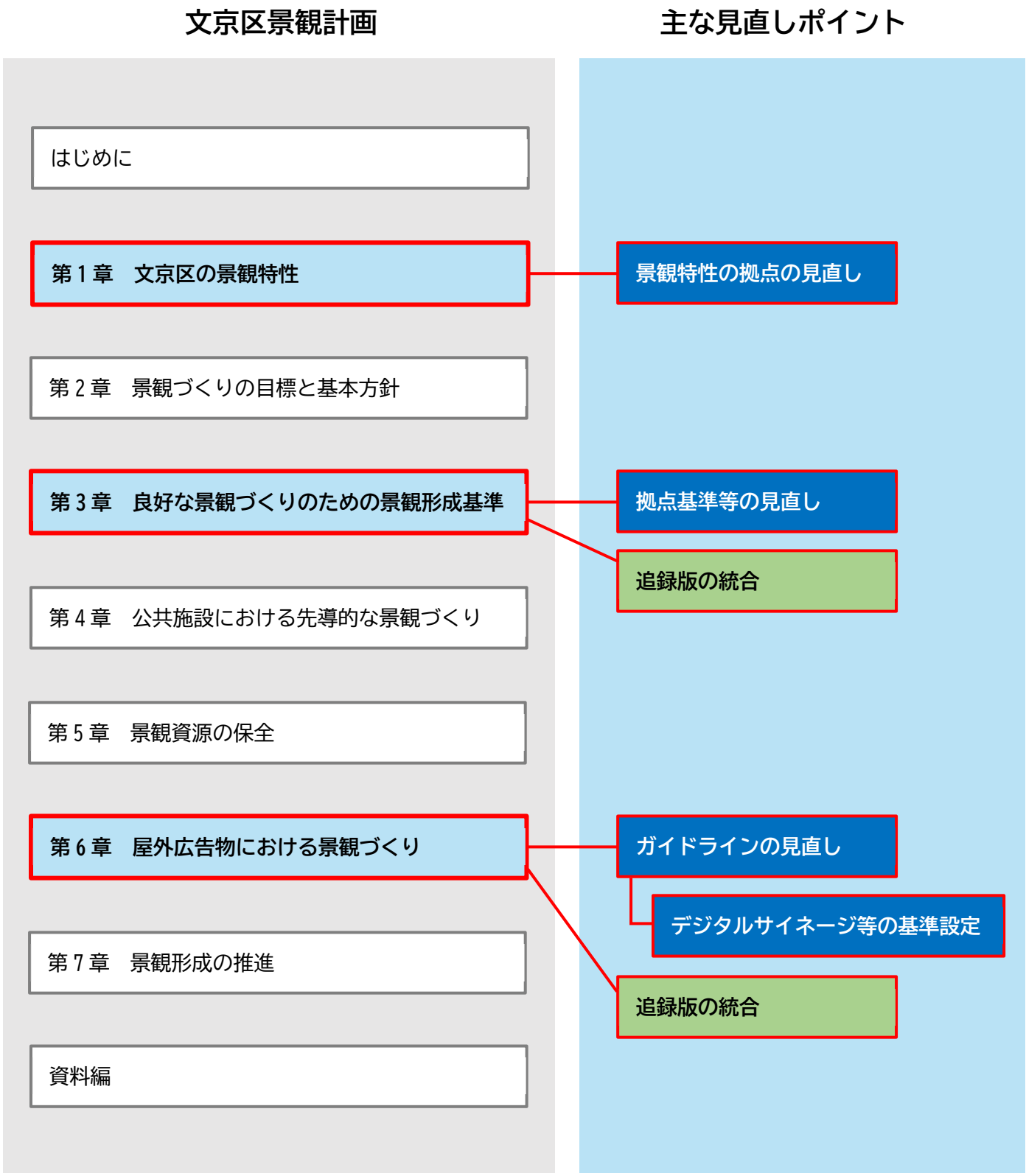


図3-2 「文京区らしい景観」及び「景観づくりの基本方針」と「景観形成基準」の対応についてのイメージ図
※文京区景観計画p42 より一部編集し、抜粋

※赤枠以外も必要に応じて見直し予定